

住宅瑕疵担保履行法

～ R7.3.31基準日の届出手続きのお知らせ ～

住宅瑕疵担保履行法では、年に1回の基準日（毎年3月31日）ごとに、保険や供託の状況について、基準日から3週間以内に届出手続きを行うことが必要です。

令和7年3月31日の基準日が近づいております。届出が必要となる事業者の方は下記をご覧ください、期間内（R7.4.1～R7.4.21）に届出を行って下さい。

なお、今回の基準日前1年間に引き渡しの実績がない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、「0件」である旨の届出を行う必要がありますのでご注意ください。

住宅瑕疵担保履行法に係る届出手続きについて

1. 届出の時期について

年1回の基準日（3月31日）から3週間以内に届出を行う必要があります。

基準日	届出期間
3月31日	4月1日～4月21日

* 届出期間の最終日が閉庁日の場合は翌開庁日となります。

2. 届出書類について

1) 届出様式の種類について

① 届出書

住宅建設（販売）瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設（販売）瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書（規則別記第一号様式（建設業）・第七号様式（宅建業））

② 引渡し物件一覧表

住宅建設（販売）瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設（販売）瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表（規則別記第一号の二様式（建設業）・第七号の二様式（宅建業））

③ 添付書類

- ・住宅建設（販売）瑕疵担保責任保険契約を証する書面（保険の場合）
- ・住宅建設（販売）瑕疵担保保証金に係る供託書の写し（供託の場合）

※保険の場合、②・③については保険法人より交付される書類を利用することができます。

2) 届出書類の様式について

上記①②の様式は国土交通省ホームページ「住まいのあんしん総合支援サイト」（下記アドレス）にてダウンロード出来ます。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

住まいのあんしん総合支援サイト

検索

3. 届出先及び届出方法について

1) **岐阜県知事** 許可・免許業者の方

業者種類	届 出 先	届出方法	問い合わせ先	備 考
建設業者	本庁県土整備部 技術検査課	郵送 又は持参 (窓口提出) ※持参の場合、 建設業者、宅 地建物取引 業者ともに、 岐阜県庁2階 建設業者提 出書類閲覧 所が提出先と なります。	058－ 272－8504	・届出書の提出部数は正1部です。 ・郵送の場合は、簡易書留郵便など確実な方法による提出が必要です。 (送付先住所) 〒500－8570 岐阜市藪田南2－1－1 県土整備部 技術検査課 「住宅瑕疵担保履行法届出書在中」と朱書で記載をお願いします。
宅地建物 取引業者	本庁都市建築部 建築指導課		058－ 272－8680	・届出書の提出部数は正1部です。 ・郵送の場合は、簡易書留郵便など確実な方法による提出が必要です。 (送付先住所) 〒500－8570 岐阜市藪田南2－1－1 都市建築部 建築指導課 「住宅瑕疵担保履行法届出書在中」と朱書で記載をお願いします。

※本庁以外の各土木事務所・建築事務所では住宅瑕疵担保履行法の届出は受付いたしません。

※控に受付印が必要な場合は、控を合わせて提出下さい。(郵送の場合は控と返信用封筒(切手貼付・宛名記載)も同封して送付して下さい。)

2) **国土交通大臣** 許可・免許業者の方

業者種類	届 出 先	届出方法	問い合わせ先	備 考
建設業者 宅地建物 取引業者	国土交通省 中部地方整備局 建政部建設産業課	オンライン届出◆ 又は 郵送、 持参(窓口提出)	建設業者 052－ 953－8572 宅地建物取引業者 052－ 687－8523	・届出書の提出部数は正1部です。 ・岐阜県庁を経由せず直接中部地方整備局に提出して下さい。 (送付先住所) 〒460－8514 名古屋市中区三の丸2－5－1 名古屋合同庁舎第二号館

※控に受付印が必要な場合は、控を合わせて提出下さい。(郵送の場合は控と返信用封筒(切手貼付・宛名記載)も同封して送付して下さい。)

◆中部地方整備局に届出を行う**全事業者**(大臣許可・免許)を対象に、オンラインで行政庁への届出を行うことができます。 ※R6.3.31基準日より、供託のみ、保険・供託併用で資力確保措置を行う事業者についても、ご利用いただくことが可能となりました。(下記アドレスを参照してください)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/jigyousya/obligation.html>

4. 注意点

- ① **基準日前1年間に新築住宅の引き渡しがない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、「0件(戸)」である旨の届出が必要です。この場合、住宅瑕疵担保保険法人から交付される「保険契約締結証明書」の添付は不要です。**
- ② 届出を行わない場合や資力確保措置を講じていない場合は、新たな新築住宅の売買・請負契約の締結が禁止され、監督処分や罰則が適用されることとなります。

【問い合わせ先】

◎ 大臣許可建設業者	中部地方整備局建政部建設産業課(建設業)	052－953－8572
◎ 大臣免許宅建業者	中部地方整備局建政部建設産業課(不動産業)	052－687－8523
◎ 岐阜県知事許可建設業者	岐阜県県土整備部技術検査課	058－272－8504
◎ 岐阜県知事免許宅建業者	岐阜県都市建築部建築指導課	058－272－8680